

中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を
平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて

平成18年12月24日

行政改革推進本部決定

中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る23の独立行政法人等については、主務大臣から別添1の組織・業務全般の見直し案が示されたところである。これらの見直し案については、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から、当本部の求めに応じ別添2の意見が提出されている。

当本部は、主務大臣及び当該独立行政法人等が、同委員会の勧告の方向性及び意見の趣旨に沿って見直しの具体化を進めるとともに、新たな中期目標及び中期計画の策定等に当たり、同委員会の意見及び行政減量・効率化有識者会議の指摘を十分踏まえ、中期目標期間中に達成すべき水準をできる限り定量的・具体的に定めたものとするよう積極的に取り組むことを条件として、これらの見直し案を了解する。

当本部は、当該法人の見直しの具体化に当たって、前記の趣旨の徹底が図られるよう、主務大臣、当該独立行政法人等及び同委員会から必要に応じ説明を求め、所要の措置を要請することとする。

「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成18年12月15日
文 部 科 学 省

「勧告の方向性」を踏まえ、次期中期目標においては、以下の事項を掲げることにより、事務及び事業の改善を図る。なお、この見直しの考え方に従い、平成21年3月までの間に、大学等との役割分担を踏まえ、国の施策と密接に連携しつつ、独立行政法人として真に担うべきものに特化・重点化するとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、また、特に融資等業務については、今般の政策金融改革の趣旨も踏まえ、検討を行い、次期中期目標・中期計画を策定するまでに具体的なものにすることとする。

第1 奨学金貸与事業の的確な実施等

1 奨学金の貸与の的確な実施等

奨学金貸与事業については、優れた学生等で経済的理由により修学が困難な者への奨学金の貸与により、教育の機会均等の確保及び人材育成に資するという教育施策としての目的を十分踏まえ、真に支援を必要とする者への貸与が行われるよう、貸与基準の厳格化とそれに沿った運用の徹底を図ることとする。

また、在学中の適格認定制度等を活用し、学業成績等を踏まえた奨学生への修学上の指導の徹底を大学等に依頼するとともに、奨学金の貸与の停止、奨学生としての資格の廃止等の措置を厳格かつ迅速に行うこととする。

なお、3%の貸付上限金利について、教育政策の観点等から、見直しを検討することとする。

2 奨学金の回収の強化

貸与した奨学金の回収については、事業の健全性を確保するため、抜本的な強化を図る必要があることから、民間有識者を含めた検討体制の下で、その原因分析を行い、かつ、効果的な回収方策を検討・策定し、その着実な実施を図ることとする。その一環として、現行の中期計画において掲げられている新規返還者の初年度末の返還率に係る回収目標について、達成に向けた具体的方策を明らかにした上で早期にその達成を図るとともに、延滞1年以上の者に対して法的措置を含めた延滞債権に対する回収の更なる強化を図り、次期中期目標・中期計画においては、総回収率に係るものも含め現行の回収目標を上回る目標を具体的かつ定量的に設定することとする。その際、費用対効果の検証を踏まえつつ、回収業務の全面的な民間委託などを検討し、その結果をも踏まえ職員数を削減することとする。

さらに、財団法人日本国際教育支援協会が実施する機関保証業務については、保証機関へ延滞債権のリスクを安易に移転することにより保証機関の収支の健全性が阻害されることのないよう、債務保証の収支、代位弁済・回収状況等を把握し、機関保証の

妥当性を毎年度検証することとする。

第2 留学生支援事業の抜本的な見直し

留学生支援事業については、留学生政策全体における日本学生支援機構の役割を明確化した上で、見直しを行なうこととする。

1 国際交流会館等の抜本的な見直し

国際交流会館については、その運営実態等にかんがみ、今後の新設は停止することとする。また、現存する施設については、管理運営業務に係る一般競争入札の導入による民間委託、市場化テストの活用等による経費の削減に努めるとともに、老朽化した施設については順次廃止することとする。

また、「知的交流拠点の中核施設」として設置された東京国際交流館の施設であるプラザ平成については、当面、市場化テストの活用により経費の節減を図るものとする。併せて、費用対効果の観点も含め機能の発揮状況を検証し、その結果に基づき、施設管理運営業務について、現行中期目標期間の終了時までの間に、廃止（資産の処分方策を含む。）を含めた在り方について検討し、結論を得ることとする。

2 日本語教育業務の抜本的な見直し

日本語教育業務については、民間の日本語教育機関の拡充の状況や現在の日本語教育センターの運営実態を踏まえ、現行中期目標終了時（平成20年度末）までに、対象を高等専門学校又は専修学校への進学を希望する国費留学生及び外国政府派遣留学生を中心に特化していくため私費外国人留学生に係る学生数を半減するとともに、これに伴い、運営体制の見直しを行うこととする。

なお、次期中期目標期間（平成21年度～25年度）において、引き続き私費外国人留学生に係る学生数の縮小を図りつつ、文部科学省における留学生に対する日本語教育の支援方策等に関する検討の一環として、抜本的な在り方の検討を行うこととする。

第3 学生生活支援事業の見直し等

1 学生生活支援事業の重点化

学生生活支援事業については、大学等の自主的な取組を促すため、事業内容を厳選して実施することとする。

2 学生支援情報データベースの定期的見直し

現在構築中の学生支援情報データベースについては、各大学への調査を行い、利用状況や要望を把握するとともに、その構築に係る各大学の労力と同データベースから得られる効果を評価した上で、効率化・合理化・有用性の観点から、定期的に整備計画の内容を見直すこととする。

3 各種研修等の重点化

研修事業等については、事業の効率化・合理化の観点から、各大学におけるノウハ

ウの蓄積が十分でなく、適切な支援を行うことが困難な分野を中心に重点化し、整理・統合することとする。このため、体験ボランティア・学生ボランティア活動セミナーは廃止することとする。

第4 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うこととする。

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における日本学生支援機構の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、日本学生支援機構が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記することとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すこととする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、日本学生支援機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すこととする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進することとする。

3 随意契約の見直し

第2に掲げたもののほか、業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方の見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図ることとする。

4 資産の有効活用等に係る見直し

日本学生支援機構が保有する国際交流会館の会議室等については、一般利用への開放などの効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行うこととする。